

# 令和元年度 第1回芦別市総合教育会議

日時：令和2年2月18日（火） 午後4時

場所：市役所2階 市長室

## 【 次 第 】

1 開 会

2 市長あいさつ

3 協議事項

(1) 芦別市教育大綱の策定について . . . 資料1

4 意見交換

5 そ の 他

6 閉 会

# 芦別市教育大綱(案)

令和2年2月

 芦別市

## 1 芦別市教育大綱の位置付け

芦別市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針となるもので、「第6次芦別市総合計画」の教育・文化の基本目標である「地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち」をもとに定めるものです。

## 2 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

計画等	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7～11年度
第6次芦別市総合計画		→					
第3次芦別市生涯学習推進計画		→					
芦別市教育大綱		→					

## 3 大綱の基本目標

○ **教育・文化の基本目標**：地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち  
(第6次芦別市総合計画)

### (1) 社会教育

#### ● 重点目標：地域で学び続け活動できる社会教育の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

##### ① 生涯学習

- ・ 市民の自主的な学習や活動を支援し、各種講座・大学などを開催します。
- ・ 学習の場の提供については、情報誌「マナビ通信」を発行するほか、ホームページや広報などを活用して、イベント情報を提供します。
- ・ 生涯学習の拠点施設である百年記念館については、資料の収集・調査研究を推進し、魅力的な企画展や体験活動を開催します。また、学校教育や市民活動に有益な学習情報を提供しながら、効率的な運営に努めます。
- ・ 生涯学習の拠点施設である図書館については、社会情勢や流行などを取り入れた選書に努め、読書に親しみ、楽しんでもらえる各種事業を開催します。また、良好な読書環境を提供するため、効率的な運営に努めます。

## ② 家庭教育

- 家庭における教育力の向上を図るため、親子で参加できる体験教室などを開催し、家庭教育への理解や意識の醸成に努めます。
- 異年齢の子ども達が、体験学習事業などを通じて、規則正しい生活習慣や望ましい学習習慣を身に付けることができるよう支援します。

## ③ 青少年の健全育成

- 青少年の健全育成活動については、各種青少年健全育成活動や団体活動、並びに文化・スポーツ分野で活動している青少年を顕彰し、広く市民に健全育成運動を周知・宣伝などにより支援します。
- 青少年育成団体が実施する事業については、清掃活動や各種イベントなどを通して、青少年の社会奉仕・社会参加活動の助長に努めます。
- 青少年の非行防止については、青少年センターによる環境浄化活動や補導活動を実施します。
- 青少年の安全対策については、「こども110番緊急避難所」の設置や、青色回転灯パトロール車による巡回などにより、安全・安心な地域環境の充実に努めます。

## ④ 芸術文化

- 市民が芸術文化に親しめるよう、地元芸術家や芸術文化団体の活動を通して、人と地域の交流が図られるよう努めます。
- 芸術文化活動の参加については、芸術・文化活動発表の場の提供などの支援に努めます。

## ⑤ 文化財

- 文化財巡りなどを通じて市民に文化財の意義や価値を知ってもらい、新たな文化財の掘り起こしにつなげます。
- 文化財を核として本市の正確な歴史を調査・研究し、教育的活用を行います。
- 指定文化財の適正な維持管理を図ります。
- 本市唯一の無形文化財である「芦別獅子」の継承活動を支援します。

## (2) 学校教育

### ● 重点目標：地域で支える学校教育の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

#### ① 幼児教育

- 私立学校運営費補助については、私立幼稚園を設置する学校法人に対して、助成を行います。
- 学校法人の健全な発展のための支援を行うとともに、教育環境改善のための施設整備を支援します。

## ② 小中学校教育

- 小中学校配置基準の見直しを行います。
- 小中一貫教育については、「学力向上」「中1ギャップの未然防止」「教職員の資質向上」を目的に、小中一貫教育協議会を核として授業交流や乗り入れ授業、学習規律の接続、家庭学習の習慣化の取組など、具体的な取り組みスケジュールをもとに実践・交流を計画的に行います。
- コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民が「学校運営協議会」の一員となり、学校と目標やビジョンを共有しながら、地域とともに、豊かな心と郷土に誇りと愛着を持つ子ども達を育てる一体感のある学校づくりを行います。
- 特別支援教育については、特別支援学級に在籍する児童・生徒の「個別の教育支援計画」を作成し、個々のニーズに応じた指導を計画的に行います。
- 通常学級に在籍する困り感・つまずき感を抱える児童・生徒については、学習支援員による個別の支援を図り、「個別の指導計画」等を活用した適切な指導を行います。
- 食育活動については、正しい食習慣の指導を計画的に行います。
- 食材に地場産の農産物を取り入れるなど、給食を生きた教材として活用した指導を行います。

## ③ 高等学校教育

- 道立高校については、各種の助成制度、補助制度などを実施し、入学生を確保するための支援を行います。
- 私立高校については、学校法人の健全発展のため、入学生の学資負担の軽減を図り、入学生を確保するための支援を行います。また、教育環境改善のための施設整備を支援します。
- 生徒の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、地域と学校の双方向の交流を支援します。

## ④ 専門学校・大学教育

- 学校法人の健全発展と安定的な運営のため、教育環境改善などの施設整備を支援します。
- 入学生の学資負担の軽減を図り、入学生を確保するための支援を行います。
- 学生の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、住民と学校の双方向の交流を支援します。

## (3) スポーツ・合宿

### ● 重点目標：生涯にわたるスポーツの振興と合宿の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

#### ① スポーツ

- スポーツに親しむ機会などを提供するため、健康都市宣言記念事業（チャレンジデー、あるけあるけ運動、少年団交流事業）を開催し、より多くの参加と健康づくり・体力づくりの意識啓発を図ります。

- ・ スポーツ推進委員等と連携しながらスポーツの実技指導やスポーツ行事・事業等を開催し、スポーツに対する啓発・周知を行います。

## ② 合宿

- ・ 各種団体と連携し、全日本、実業団クラスのスポーツ合宿や、学校等の文化合宿の受入れを展開します。
- ・ 高校・大学等の合宿については、快適に練習することができる環境づくりに努めます。
- ・ 国立大学法人旭川医科大学との連携協定に基づく取組の推進により、スポーツ競技者への支援の充実を図ります。
- ・ 各体育施設や文化施設の利用状況を把握し、市民の利用促進を図ります。
- ・ 大会や合宿の受入れなどについては、適切に管理運営します。
- ・ 新規の合宿・大会などの誘致活動を積極的に展開します。

## (4) 国際交流

### ● 重点目標：多彩な国際交流と人材育成の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

#### ① 国際交流

- ・ 姉妹都市シャーロットタウン市をはじめ、さまざまな国や地域、団体などとの幅広い交流を進めます。
- ・ 国際化に対する意識啓発及び語学力の向上に向けては、国際交流員、英語指導助手の活用を推進します。
- ・ 国際交流活動団体の活動を支援します。
- ・ 異なる習慣や文化を理解し、国際社会に対応できる人材の育成に努めます。

# 令和元年度 芦別市総合教育会議資料

令和 2年2月18日 (火)

## I コミュニティ・スクール導入までの経過

### 1. 平成29年度芦別市総合教育会議

- (1) 平成29年12月26日 (火) 実施
- (2) CSについての意見交換

コミュニティ・スクール制度の概要説明をし、その理解を深めたうえで、本市における導入の必要性について意見交換し、平成31年度の導入に向けて進めていくことをとりまとめた。

### 2. 各種団体説明会

- (1) 組織の立ち上げが必要になることから、その構成員になっていただく方々を想定しながら、各種団体を対象にした説明会を開催し、11団体、延べ280名余りの方々に制度の概要を説明。

#### (2) 説明を行った各種団体

- ① 平成30年 2月28日 (水) 社会教育委員会
- ② 平成30年 4月 9日 (月) 老人クラブ正副会長会議
- ③ 平成30年 4月10日 (火) 老人クラブ理事会
- ④ 平成30年 4月11日 (水) 民生委員役員会
- ⑤ 平成30年 4月19日 (木) 町内会連合会役員会
- ⑥ 平成30年 4月25日 (水) 高齢者大学
- ⑦ 平成30年 4月26日 (木) 青少年育成連絡協議会
- ⑧ 平成30年 4月27日 (金) PTA連合会
- ⑨ 平成30年 5月 9日 (水) 町内会長会議
- ⑩ 平成30年 5月11日 (金) 女性大学
- ⑪ 平成30年 6月 5日 (火)・6日 (水) 補導員会
- ⑫ 平成30年 7月18日 (水) 青年会議所
- ⑬ 平成30年 8月 8日 (水) ライオンズクラブ
- ⑭ 平成30年11月19日 (月) 主任児童委員
- ⑮ 平成30年11月26日 (月) 町内会連合会

### 3. 研修会、講演会の開催

- (1) 平成30年 2月13日 (火) 学務課、生涯学習課学習会
- (2) 平成30年 4月27日 (金) 学校 管理職対象  
・講師 空知教育局 工藤教育支援課長
- (3) 平成30年 8月10日 (金) 学校 教職員対象  
・講師 文部科学省コミュニティ・スクール推進員 出口寿久氏  
・「地域とともにある学校づくり ～コミュニティ・スクールと地域創生～」

(4) 平成31年 1月30日(水) 準備委員会委員及び市民

・講師 北海道CSアドバイザー 櫻井貴志氏

・「芦別市の地域と共にある学校づくり

～芦別市におけるコミュニティ・スクールの導入に向けて～」

#### 4. 校長との意見交換(芦別高等学校を含めた各小中学校長)

#### 5. 先進地視察

(1) 平成29年10月31日(火) 三笠市教委(事務局職員 4名)

(2) 平成30年 6月 6日(水) 北広島市教委、安平町教委(事務局職員 4名)

#### 6. 情報提供・周知・啓発

(1) 教育だよりNo.12 平成30年5月発行

～コミュニティ・スクールの導入について～

(2) 教育だよりNo.13 平成30年9月発行

～『地域とともにある学校づくり』へ向けての取組み～

(3) 教育だよりNo.14 平成31年1月発行

～コミュニティ・スクール準備委員会発足～

(4) 教育だよりNo.15 令和元年5月発行

～コミュニティ・スクール(学校運営協議会)がスタートします!～

#### 7. 準備委員会の設置

(1) 構成員 27名

(2) 実施日

① 平成30年12月 4日(火) 第1回準備委員会

② 平成31年 1月30日(水) 第2回準備委員会兼講演会

③ 平成31年 3月14日(水) 第3回準備委員会

## II 令和元年度コミュニティ・スクール導入

令和元年 5月22日(水) 第1回芦別市合同学校運営協議会実施

※ 『芦別市が目指すコミュニティ・スクール』参照

## III コミュニティ・スクール導入後の動き

### 1. 芦別市合同学校運営協議会

(1) 構成員 各中学校区 18名ずつ

(2) 実施日

① 第1回 令和元年 5月22日(水)

② 第2回 令和元年 8月21日(水) 兼先進地視察

③ 第3回 令和2年 3月 3日(火) 実施予定



## 2. 中学校区学校運営協議会連絡調整会議

- (1) 構成員 中学校区学校運営協議会委員長（学校支援部会長）、副委員長（学校関係者評価部会長）、事務局長（担当校）、市教委事務局職員
- (2) 実施日
  - ① 第1回 令和元年 6月19日（水）
  - ② 第2回 令和元年 8月 7日（水）
  - ③ 第3回 令和元年10月29日（火）
  - ④ 第4回 令和元年12月16日（月）
  - ⑤ 第5回 令和2年 2月14日（金）
  - ⑥ 第6回 令和2年 3月中旬実施予定

## 3. 先進地視察

- (1) 訪問日 令和元年 8月21日（水）
- (2) 訪問先 北広島市立西部中学校
- (3) 参加者 学校運営協議会委員 12名、事務局職員 6名
- (4) 成果と課題
  - ◎ 具体的な活動内容を見聞でき、方向性や活動が見えた。
  - ◎ 何か新たなことをするのではなく、既存の事業を地域・学校・保護者で連携して実施している、CSは三者をつなぐパイプ役であることを再認識した。
  - ◎ 理解度が高まった。
    - 本市では、まだまだCSの認知度が低いので、少しずつ何かの機会に伝達していきたい。
    - 子どもたちの為に活動している団体はいくつもあるけれど、団体と団体のつながりが薄いように感じる。CSが軌道にのるようになれば、団体と団体や学校と団体との架け橋になれる。
    - 地域への情報発信。

## 4. 研修会の開催

- (1) 目的  
今年度、CSを導入し、合同及び各中学校区学校運営協議会、先進地視察、広報や教育だよりを活用しての啓発等の活動を行ってきたが、地域になかなか認知度や理解が深まっていないなどの課題が出てきた。そこで、学校運営協議会委員を中心に、各委員の所属団体の構成員、及び市民にも広く参加を呼びかけ、「地域とともにある学校づくり」の充実に向け理解を深める。
- (2) 開催日 令和 2年 1月28日（火）
- (3) 対象 学校運営協議会委員及び市民
- (4) 講師 北海道CSアドバイザー 櫻井貴志氏

(5) テーマ 「子どもが育つ！地域が活きる！」

～学校運営協議会の効果的な運用に向けて～

(6) 参加者 学校運営協議会委員 30名、市民 10名、事務局職員 8名

(7) 成果と課題

- ◎ 学校運営協議会での会議において、それぞれの立場の情報を共有しなければならないことを再認識した。
- ◎ 「芦別らしさ」を出せる取組をしていきたい。
- CSの活動のみならず、まちづくり全般色々なところで話す機会をつくるべきである。
- 当事者意識をもって行動すること。
- 学校以外からのかかわりによって、子どもたちのいじめ等がない環境整備ができるとうい。
- 近い将来に小中一貫1校でなければ成り立たない時期が来る。早くそれに対応した協議会をなどを進める必要がある。

## 5. 情報提供・周知・啓発

(1) 広報・星の降る里あしべつ 令和元年7月発行

～ 芦別市が目指すコミュニティ・スクール ～

(2) 教育だよりNo.16 令和元年9月発行

～ 芦別市が目指すコミュニティ・スクール 両中学校区でスタート ～

(3) 教育だよりNo.17 令和2年1月発行

～ 芦別市が目指すコミュニティ・スクールの活動 ～

## 6. 芦別中学校区学校運営協議会の活動

(1) 経過について

令和元年 7月24日(水) 第1回学校関係者評価部会

8月27日(火) 第1回芦別中学校区学校運営協議会

9月 4日(水) 第2回学校関係者評価部会委員による学校訪問

11月28日(木) 第2回芦別中学校区学校運営協議会

12月11日(水) 第1回芦別中学校区学校運営協議会学校支援部会

令和2年 1月22日(水) 第3回学校関係者評価部会

2月 3日(月) 第4回学校関係者評価部会

21日(金) 学校関係者評価部会 評価書提出 実施予定

27日(木) 第3回芦別中学校区学校運営協議会

(2) 学校運営協議会及び学校支援部会の取組み

① 学校運営協議会スローガン作り

- ・ 芦別中学校区の子どもの現状・実情の交流、地域の子どもたちにつけさせたい力は何かを考える。

- ② 芦別クリーン Day
- ③ 家庭学習強調週間（ファミスタ WEEK）
- ④ CS ボランティアの拡充

(3) 協議事項からの成果と課題

- ・CSのことを地域に周知するために、委員が積極的に各会合などでPRしていく。
- ・市の人材を生かした学校への関わりを進めていきたい。
- ・地域の人材等を学校へ届けるのもCSの仕事、積極的にかかわりたい。
- ・今あるもの（今までやってきたこと）をCSとつなげていくということが大切。

## 7. 啓成中学校区学校運営協議会の活動

(1) 経過について

- 令和元年 7月23日（火）第1回学校関係者評価部会  
 9月 5日（木）第2回学校関係者評価部会委員による学校訪問  
 18日（水）第1回啓成中学校区学校運営協議会学校支援部会  
 11月18日（月）第2回啓成中学校区学校運営協議会学校支援部会  
 令和2年 1月24日（金）第3回学校関係者評価部会  
 2月 7日（金）第4回学校関係者評価部会  
 17日（月）第3回啓成中学校区学校運営協議会学校支援部会  
 25日（火）学校関係者評価部会 評価書提出 実施予定

(2) 学校支援部会の取組み

- ① 啓成中学校区の子どもの実情、地域の子どものどんな力をつけさせたいのか、その力を身につけさせるために支援部会で何ができるのかを交流。
- ② 家庭学習やスマホの使い方に関するルール作り、家庭学習強調週間、親子一斉クリーン作戦 など

(3) 協議事項からの成果と課題

- ・保護者のCSに対する理解を高めると同時に、CSの存在や意義を子どもたちにも周知する必要がある。
- ・保護者同士の結びつきを強めるきっかけになれば。

## 8. 今後の展望と次年度への課題

- 市民に対して認知度を高めていく工夫
- 学校支援ボランティアの整備・充実

# 芦別市が目指す コミュニティ・スクール



芦別市教育委員会  
令和元年 5月

## 1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）とは

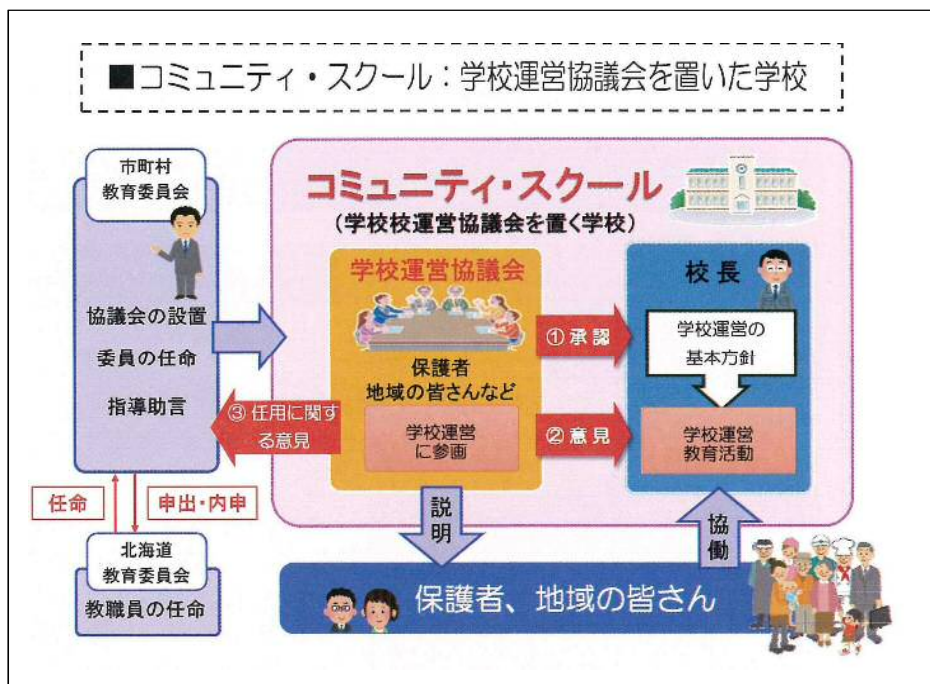
コミュニティ・スクールとは、『学校運営協議会』を置いている学校のことを指します。また、学校と保護者・地域の皆さんが知恵を出し力を合わせて、「地域でこんな子どもを育てたい」「こんな子どもに育ってほしい」という願いや目標、ビジョンを共有し、協働して子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める為の仕組みです。

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第47条の6の規定による学校運営協議会が設置された学校、あるいは制度そのものの通称として『コミュニティ・スクール』と呼ばれています。

## 2. コミュニティ・スクール導入の目的

近年の人口減少・少子高齢化の進行、地域社会のつながりや支え合う意識の希薄化など社会経済構造の変化とともに、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しています。また、学習意欲や規範意識の低下、生活習慣の乱れなど様々な課題が顕在化する一方で、学校運営及び教育に関して、地域や保護者の意識は多様化しています。

こうした子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長の為には、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であり、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されており、新たな仕組みづくりが求められているところです。そこで本市でも今年度より、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進することといたしました。



### 3. コミュニティ・スクール導入にあたっての考え方

- (1) 市全体でコミュニティ・スクールを推進することで、地域や保護者に対する理解・協力を求め、各学校や各中学校区学校運営協議会間での実践交流・情報交換により活動の幅を広げ深めることをねらうとともに、「芦別市が目指す小中一貫教育」の考え方も踏まえ、2つの中学校区毎（芦別中学校区＜小学校1校、中学校1校＞、啓成中学校区＜小学校1校、中学校1校＞）にコミュニティ・スクールを導入します。
- (2) 学校の教育活動に関わる関係諸団体に理解・協力を求めるとともに、「旧学校関係者評価委員会<sup>※1</sup>」を活用し、スムーズな制度移行や導入作業を進めました。

※1「学校関係者評価委員会」とは

保護者及び地域住民その他の関係者による評価を行うことにより、教職員と学校関係者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち、教育水準の向上のため設置しています。

学校運営協議会の設置により、旧学校関係者評価委員会から会議体及び評価機能を移行します。

### 4. 学校運営協議会の役割

芦別市学校運営協議会規則において、5つの役割を規定しています。

#### (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること（第3条）

学校運営協議会の委員は、基本方針の承認を通じて学校運営のビジョンを共有し、校長とともに学校運営に責任を負うという意識を高めるとともに、校長を支え、学校を応援する役割を担っています。

校長が作成する学校運営の基本方針とは、次の事項を網羅したものとなり、校長は承認された方針に従い、学校運営を行います。

#### 【 学校運営の基本方針 】

- ① 教育課程の編成に関する事
- ② 学校経営計画に関する事
- ③ 組織編成に関する事
- ④ 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

Q：承認が得られない場合はどのようにしたらよいのでしょうか？

A：校長は、理解を得られるよう十分な説明を行い、議論を尽くして成案を得るよう最大限努めなければなりません。内容の改善・修正を図り、再協議を行ってください。それでもなお学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くこと等により承認が得られない場合、校長は例外的に承認を得ずに学校運営を行うことができます。

## (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること

### (第4条)

学校運営協議会の委員は、基本方針の承認にとどまらず、学校運営全般に関して地域住民の意見を反映させる観点から、幅広く意見を申し出ることができます。

具体的には、学校支援・改善の方策、教育活動やその実施状況、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項などが想定されます。学校運営協議会において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が発生した場合や教育行政全般に関わる制度や仕組みなどへの意見については、教育委員会へ意見の申出を行います。

学校運営協議会から提出された意見については、教育委員会で内容を検討し、その対応について回答します。

## (3) 毎年度1回以上、学校の運営状況について評価を行うこと (第5条)

これまで旧学校関係者評価委員会で行ってきた役割を学校運営協議会が引き継ぎます。評価の具体的な方法については、これまでと同様とします。学校運営の現状と課題について共通理解を持ち、教育水準の向上を図ります。

ただし、旧学校関係者評価委員会はP D C Aサイクルの評価 (Check) を担っていましたが、学校運営協議会は評価に限らず、目標や計画の設定 (Plan)、教育活動の実施 (Do)、評価に基づく改善 (Action) のすべてに対して当事者意識を持って参画していくことが望まれます。

## (4) 学校のニーズを共有し、学校支援活動の企画・調整を行うこと (第2条)

学校運営に関する協議に加え、学校運営に必要な支援についても協議を行い、保護者や地域住民の支援や協力を促進します。学校運営協議会では新たな学校ニーズに基づき、支援活動を企画・調整しますが、既に取り組まれている活動における課題を協議することも必要です。また、既に学校支援活動を行っている団体と連携を深めることで、より成果が期待できます。

## (5) 地域住民の理解や協力、参画が得られるよう情報提供に努めること (第6条)

学校運営や支援活動に関する協議結果について、広く保護者や地域住民に情報提供することで一層の支援や協力を得ることにつながります。特に、学校運営協議会委員が所属する団体等には積極的な情報提供に努めます。

学校運営協議会の活動状況や会議の様子などについては、学校だより等を通じて情報提供します。



## 5. 学校運営協議会の委員

### (1) 委員構成

以下の構成区分を参考に校長からの意見をもとに教育委員会が任命します。

委員の選出区分 学校運営協議会規則	関係団体
① 保護者	P T A連合会
② 校区内の市民	町内会連合会、民生委員児童委員協議会、青年会議所、社会教育委員、青少年育成連絡協議会
③ 校長その他の教職員	校長、教頭、教職員
④ その他教育委員会が適当と認める者	学職経験者、卒業生、学校関係者、関係行政機関など

### (2) 委員の人数及び任期

人数については、各中学校区で20人以内とし、任期は任命の属する年度の末日までとします。再任は妨げません。

なお、欠員補充の場合の任期は、前任者の残任期間となります。

### (3) 委員の改選手続き

**3月頃：**改選期には、あらかじめ構成団体を通して学校運営協議会委員候補者に打診し、「学校運営協議会推薦書」等を各構成団体を通して教育委員会へ提出してもらいます。

**4月頃：**教育委員会は、各構成団体から推薦を受けた上記候補者を委員に任命します。なお、欠員補充の場合についても同様の流れとします。

**Q：委員にふさわしい人材をどのように探せばよいですか？**

**A：**学校運営協議会には保護者や地域住民の参画が不可欠です。それぞれの地域には町内会活動に熱心な方や学校にはP T A役員や学校支援活動に積極的に取り組まれている方などがいますので、そういった方々の中から委員を推薦されることが想定されます。

また、建設的な議論ができる委員、校長とともに協力しながら行動できる委員、各協議会(学校)が目指す方向性にあった委員を選考すべきですので、人選にあたっては校長の意見を尊重いたします。

ただし、地域にどういう方がいるかわからない、適任者が見つからない、委員の就任について承諾をいただけないなど、人選に苦慮される場合については、教育委員会も委員選考に協力しますので、ご相談ください。



Q：委員の選出区分にある教育委員会が必要と認める者とはどのような人ですか？

A：想定される区分に記載しておりますが、大学教授などの学識経験者や卒業生、子どもを対象とした行政機関や団体の職員などが当てはまります。地元在住でなくても委員として認めることは可能ですが、当事者意識を持って、常にかかわりを持っていただける方が望ましいので、極力地元から推薦してください。

#### (4) 身分及び報酬

委員の身分は、地方公務員法第3条第3項に規定する**非常勤の特別職**であるため、地方自治法第203条の2の規定に基づき報酬を支給しなければならないとされています。

**報酬額は1回1,000円**とし、自宅から協議会への出席など招集を受けた場所までの距離が片道2km以上の場合は、原則として費用弁償（バス・JR料金相当）を支給します。

#### (5) 報酬及び費用弁償の支給方法

4月から7月分を第1期、8月から11月分を第2期、12月から3月分を第3期とし、原則として第1期は8月末日、第2期は12月末日、第3期は4月末日までに口座振替により支給します。

※ 市役所職員など公務員については、報酬及び費用弁償は支給いたしません。

委員は就任時に「口座振替依頼書」と「個人番号利用目的同意書兼個人番号通知書」（マイナンバーの提供）を教育委員会（教育長）に提出します

#### (6) 守秘義務

委員は非常勤の特別職となっており、芦別市学校運営協議会規則第9条第1項に規定されている通り、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様となります。

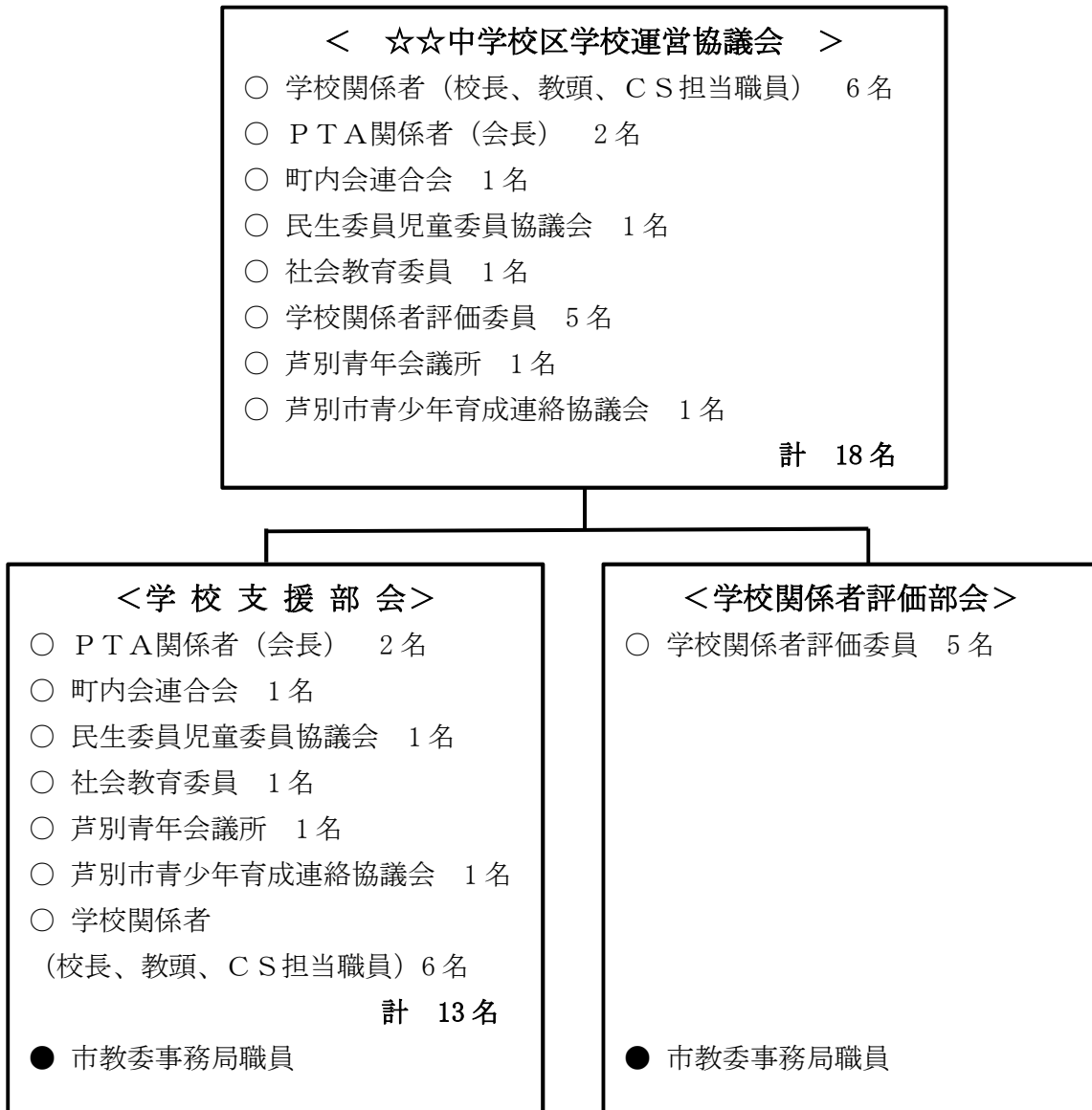
#### (7) 委員の解任

教育委員会は次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができます。

- ・ 本人から辞任の申し出があった場合
- ・ 職務上知り得た秘密の漏洩
- ・ 非行、不当な地位利用
- ・ 協議会や学校運営に著しく支障をきたす言動 など

教育委員会は、委員を解任する場合、その理由を示さなければなりません。

(8) 各中学校区学校運営協議会の組織



- ① 中学校区学校運営協議会の構成
  - ・人数は20名以内
  - ・委員長、副委員長、担当校には事務局長を置く
  - ・2つの部会を置き、それぞれに部会長を置く
- ② 学校運営協議会連絡調整会議
  - ・委員長、副委員長、事務局長（担当校）、市教委事務局職員で構成する



## 6. 学校運営協議会の運営

### (1) 設置単位

学校運営協議会は学校ごとに設置するものとしておりますが、密接な連携を図る必要がある場合は複数合同で設置することが可能です。芦別市では「芦別市コミュニティ・スクール準備委員会」での協議を経て、学校運営協議会の設置単位は「芦別市が目指す小中一貫教育」の考え方も踏まえ、義務教育9年間の育ちを見守るため、中学校区ごとの設置としました。

### (2) 学校運営協議会の事務局

#### ① 事務局設置校

学校運営協議会を構成している学校間で協議の上、いずれかの学校に事務局を置きます。ただし、会議開催などの事務作業については、構成他校と分担して行います。

#### ② 事務局の役割

事務局は、学校運営協議会を円滑に運営するため、学校運営協議会委員との連絡調整や会議運営（会議の開催案内・会議資料の作成、会議録・広報誌の作成、アンケートの集計など）

### (3) 会議の運営

会議は委員長が議案を示して招集し、議事を掌ります。設立時・改選時には、会議の招集権者である委員長が決まっていませんので、1回目の合同学校運営協議会は芦別市教育委員会事務局が招集いたしました。

会議は特別の事情がない限り公開としますが、個人のプライバシーに関する情報を協議する場合や公開することで会議の目的が達成できないなど、特別な事情がある場合は、この限りではありません。会議の傍聴についての判断は学校運営協議（委員長）に委ねます。なお、初年度については準備が整いしだい公開するものとします。

また、会議の日程、場所などについては、事前に学校だよりなどにより広く周知し、傍聴の申し込み方法や注意事項などについて記載するようにします。

#### 【 記載例 】 学校運営協議会の傍聴にあたって

- ・傍聴を希望される場合は、前日までに電話で学校へお申し込みください。
- ・お申し込みの際は、氏名と連絡先電話番号をお知らせください。
- ・個人情報に関する事など、議案の内容により、傍聴できない場合があります。
- ・会議の進行を妨げる行為をした場合は、退場いただきます。
- ・主催者の都合により、急遽、会議が中止になる場合があります。

(4) 年間の流れ (今年度のイメージ)

月	学校運営協議会		部 会		備 考	
	合 同	各 中 学 校 区	学校支援部会	学校関係者評価部会		
4					始業式、入学式	
5	第1回合同学校運営協議会 (委嘱状の交付等)	学校運営協議会 (学校運営基本方針説明・承認)		学校関係者評価の説明、 各小中学校における自己評価項目の内容説明	体育大会	
6		※学校行事、一年間の見通し等を勘案して推進していく。 	部会 (熟議)		運動会	
7						
7~8	第2回合同学校運営協議会 (先進地視察予定<北広島市>)					夏季休業
9						学校祭、秋季休業
10				部会 (熟議)		学習発表会
11						(振)公開研究会
12~1					冬季休業	
1				自己評価書受領 自己評価書説明・ヒアリング		
1~2				学校関係者評価書作成		
2	第3回合同学校運営協議会 (中学校区活動交流会)	学校運営協議会 (学校運営の評価・改善策、次年度の学校運営基本方針説明・承認など)	部会 (熟議)	学校関係者評価書提出		
3					卒業式、修了式	

※ 学校運営協議会は年3回程度の実施とし、それぞれの部会では教育活動の把握や学校支援活動の企画・調整、学校関係者評価を行うこととします。

